

基労補発第0907001号
平成18年9月7日

中央労働災害防止協会
出版事業部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

石綿による疾病の労災補償及び特別遺族給付金に関する
周知・広報について

平素から労災補償行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害については、昨年来、社会問題となっており、厚生労働省では、労災補償及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金について、あらゆる機会を捉えた周知・広報を実施しているところ です。

石綿による健康被害の隙間のない救済を図るためには、事業主の皆様 に労災補償等の制度や請求上の留意点等を十分に理解していただくことが重要であることから、本取組について貴協会の御理解と御協力を賜ることにより、その活動を通じたより一層の効果的な周知・広報が行えるものと考えております。

については、貴協会の発行する広報誌「働く人の安全と健康10月号」及び「安全衛生のひろば10月号」に別添の広報記事を掲載していただきますようお願い申し上げます。

なお、記事の内容等その詳細につきましては、別途、御連絡させていただきます。

特別遺族給付金の請求についてのお知らせ

◆特別遺族給付金とは・・・？

中皮腫や肺がんなどの石綿ばく露を原因とする疾病（※1）は、石綿ばく露から疾病の発症までの潜伏期間が非常に長期にわたるものです。このため、労働者に発症したこれらの疾病について、業務により石綿にばく露したこと（※2）と当該疾病との関連性に、これまで医師も労働者本人も気づきにくいといった特質がありました。この結果、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」といいます。）に基づく労災保険給付を請求する機会を逸し、時効（※3）により所定の労災保険給付を受ける権利を失っている方が存在している状況にあります。

このような状況にかんがみ、本年3月に施行されました「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」といいます。）により、石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族で労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対しまして特別遺族給付金が支給されることとなりました。

この特別遺族給付金（※4）の請求にあたりましては、以下の事項に特にご注意いただきますようお願いいたします。

なお、制度の詳細な内容につきましては、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

※1 厚生労働省では「石綿による疾病の労災認定基準」において、石綿との関連が明らかな疾病として、①石綿肺、②肺がん、③中皮腫、④良性石綿胸水、⑤びまん性胸膜肥厚を挙げています。

※2 石綿にばく露する業務としては、以下のようなものがあります。

(1) 石綿原料に関連した業務

倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業等

(2) 石綿製品の製造工程における作業

石綿紡績製品、石綿セメント、ブレーキライニング等の石綿製品製造作業

(3) 石綿製品を取り扱う作業

石綿吹付作業、石綿製品を建材等として用いられている建物等の補修・解体作業、石綿製品の切断等の加工作業等

(4) (1) から (3) の周辺作業

石綿又は石綿製品を直接取り扱う作業の周辺において、間接的なばく露を受ける作業

なお、これらの作業は石綿ばく露作業の一例です。個々の具体的な作業が石綿ばく露作業に該当するか等については、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

※3 労災保険の保険給付を受ける権利は、一定の期間行使しないですと時効により消滅します（労災保険法第42条）。例えば、業務上の事由により死亡した労働者の遺族に支給される遺族補償給付は、労働者が死亡した日の翌日から起算して5年間経過したとき時効が完成します。

※4 特別遺族給付金には、年金給付としての「特別遺族年金」と一時金給付としての「特別遺族一時金」の2種類がありますが、特別遺族年金を原則とし、特別遺族一時金は、特別遺族年金を受給できる遺族がない場合等に支給されます。また、特別遺族年金の支給額は遺族の人数に応じて年240～330万円、特別遺族一時金の支給額は原則として1200万円です。

詳細については、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

◆特別遺族給付金の請求について

特別遺族給付金は、石綿救済法により平成13年3月26日以前に石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族で時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方を支給の対象としています。

年金として支給される特別遺族給付金（特別遺族年金）は、請求があった日の属する月の翌月分からの支給になりますので、請求が遅くなると受給総額が減少することとなります。また、特別遺族給付金は法施行日から3年を経過した平成21年3月28日以降は、その請求ができなくなります。さらに、特別遺族給付金の支給決定に係る調査では、エックス線フィルムやカルテといった医学的資料に基づき、石綿ばく露と当該疾病との因果関係を判断することがありますが、これらの医学的資料は法令により保存期間が定められているため、期間を経過した場合は、医療機関に医学的資料が保管されていないことも想定されますので、早めに請求されることをお勧めします。

◆労災保険給付の請求について

平成13年3月27日以降に、業務による石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されます。

なお、遺族補償給付を受ける権利は、時効により労働者が死亡した日の翌日から起算して5年で消滅します。時効完成後は、遺族補償給付も特別遺族給付金も受給できなくなりますので、お心当たりのある方は早急に、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までご相談ください。

また、石綿ばく露を原因とする疾病に罹患して、現在療養している労働者の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

◆こんなときは・・・？

石綿ばく露を原因とする疾病について、石綿ばく露の原因が業務によるものなのか、業務以外の原因によるものなのか明らかでない場合には、労災保険給付の請求と救済給付の申請、あるいは特別遺族給付金の請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

なお、特別遺族給付金についてよくあるご質問を厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/izoku/index.html>) にまとめてありますので、ご参照ください。

◆各種制度のお問い合わせ先

特別遺族給付金や労災保険制度については、都道府県労働局（所在地：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>）又は労働基準監督署（所在地：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>）、労災保険給付の対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構（0120-389-931）までお問い合わせください。

基労補発第0907002号

平成18年9月7日

建設業労働災害防止協会

業務部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

石綿による疾病の労災補償及び特別遺族給付金に関する
周知・広報について

平素から労災補償行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害については、昨年来、社会問題となっており、厚生労働省では、労災補償及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金について、あらゆる機会を捉えた周知・広報を実施しているところです。

石綿による健康被害の隙間のない救済を図るためには、事業主の皆様に労災補償等の制度や請求上の留意点等を十分に理解していただくことが重要であることから、本取組について貴協会の御理解と御協力を賜ることにより、その活動を通じたより一層の効果的な周知・広報が行えるものと考えております。

については、貴協会の発行する広報誌「建設の安全10月号」に別添の広報記事を掲載していただきますようお願い申し上げます。

なお、記事の内容等その詳細につきましては、別途、御連絡させていただきます。

基勞補発第0907003号
平成18年9月7日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会
業務部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

石綿による疾病の労災補償及び特別遺族給付金に関する
周知・広報について

平素から労災補償行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害については、昨年来、社会問題となっており、厚生労働省では、労災補償及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金について、あらゆる機会を捉えた周知・広報を実施しているところです。

石綿による健康被害の隙間のない救済を図るためには、事業主の皆様に労災補償等の制度や請求上の留意点等を十分に理解していただくことが重要であることから、本取組について貴協会の御理解と御協力を賜ることにより、その活動を通じたより一層の効果的な周知・広報が行えるものと考えております。

については、貴協会の発行する広報誌「港湾災防10月号」に別添の広報記事を掲載していただきますようお願い申し上げます。

なお、記事の内容等その詳細につきましては、別途、御連絡させていただきます。

基労補発第0907004号
平成18年9月7日

鉱業労働災害防止協会
事業部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

石綿による疾病の労災補償及び特別遺族給付金に関する
周知・広報について

平素から労災補償行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害については、昨年来、社会問題となっており、厚生労働省では、労災補償及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金について、あらゆる機会を捉えた周知・広報を実施しているところです。

石綿による健康被害の隙間のない救済を図るためには、事業主の皆様は労災補償等の制度や請求上の留意点等を十分に理解していただくことが重要であることから、本取組について貴協会の御理解と御協力を賜ることにより、その活動を通じたより一層の効果的な周知・広報が行えるものと考えております。

については、貴協会の発行する広報誌「鉱災防10月号」に別添の広報記事を掲載していただきますようお願い申し上げます。

なお、記事の内容等その詳細につきましては、別途、御連絡させていただきます。

基労補発第0907005号
平成18年9月7日

全国社会保険労務士連合会
総務部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

石綿による疾病の労災補償及び特別遺族給付金に関する
周知・広報について

平素から労災補償行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害については、昨年来、社会問題となっており、厚生労働省では、労災補償及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金について、あらゆる機会を捉えた周知・広報を実施しているところです。

石綿による健康被害の隙間のない救済を図るためには、事業主の皆様に労災補償等の制度や請求上の留意点等を十分に理解していただくことが重要であることから、本取組について貴協会の御理解と御協力を賜ることにより、その活動を通じたより一層の効果的な周知・広報が行えるものと考えております。

については、貴連合会の発行する広報誌「月刊社会保険労務士10月号」に別添の広報記事を掲載していただきますようお願い申し上げます。

なお、記事の内容等その詳細につきましては、別途、御連絡させていただきます。